

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会又は評議員会（以下、理事会等）に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人の事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び交通費・宿泊費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員には、この規定は適用しない。

(支給日)

第7条 理事会への出席報酬、監事の報酬については、領収書と引き換えに実施日を現金支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項二号に定める報酬等の支給を基準として公表する。

(改正)

第9条 この規定の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

別表 1

名称	報酬／回	交通費／回
理事会等出席報酬	5, 000円	実費

別表 2

名称	報酬／回	交通費／回
監事監査指導報酬	10, 000円	実費

別表 3

名称	日当	交通費・宿泊費
日当及び交通費・宿泊費	10, 000円	実費

上記金額に源泉徴収税額は含みません

附則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 12 月 18 日改定